

デビットカード取引規定

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当行は、お客様からこの規定の取引に係る当行所定の申込書の提出を受け、デビットカードを交付する等してこれを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (適用範囲)

次の①から③のうちのいずれかのもの（以下「加盟店」といいます）に対して、デビットカード（当行がひめぎんカード規定に基づいて発行するキャッシュカード。ただし、貯蓄預金カード、約定返済型カードローンカード等、当行が利用を認めないカードを除きます。以下「カード」といいます）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます）については、この規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます）。但し、該当加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。

但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

3. (利用方法等)

(1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます）に読取らせるか、または加盟店にカードを引渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2)端末機を使用して、預金の払戻による現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。

(3)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

- ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
- ② 1回あたりのカードの利用金額が加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

(4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

- ① 1日あたりのカードの利用金額（ひめぎんカード規定による預金の払戻金額を含みます）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます）が破損している場合
- (5)当行がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

4.（デビットカード取引契約等）

3. (1)により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落によって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落の指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落の指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5.（預金の復元等）

- (1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落がされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます）、取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます）に対して引落された預金相当額の金銭の支払を請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできません。
- (2) (1)にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読取らせるかまたは加盟店にカードを引渡したうえで加盟店をして端末機に読取らせてください。端末機から取消の電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) (1)または(2)において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、4. (1)から(3)に準じて取扱うものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできません。

6.（読替規定）

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるひめぎんカード規定の適用について、同規定 6. のなかに「代理人による預金の預入・払戻および振込」とあるのは「代理人による預金の預入・払戻・振込およびデビットカード取引」と、同規定 6. (1)のなかに「預金の預入・払戻および振込の依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入・払戻・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定 8. のなかに「カードにより預入した金額、払戻した金額」とあるのは「カードにより預入した金額、払戻した金額およびデビットカード取引をした場合」と、同規定 9. (1)のなかに「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻」とあるのは「引落」と、同規定 14. のなかに「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と

とします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) (1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) (1)、(2)による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)